

島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金に係る会計処理について

対象事業：グローバル人材確保事業

1. 会計処理についての注意事項について

- ・申請書に記載し、交付決定を受けた事業の達成に必要な経費のみが補助対象となります。
- ・執行される経費について、契約書・請求書・領収書及び支払ったことが証明できる書類（銀行振込依頼書など）を漏れ無く保管しておいてください。宛名、金額、内容、日付、発行元（押印）をご確認ください。
- ・交付決定日から事業完了日（交付決定日より1年以内）までに支払いを完了した経費が補助対象となります。
- ・事業に要した経費のうち、交付決定前に着手された部分については、補助対象外となります。
- ・経費に係る振込・送金手数料、添付書類等の発行手数料等は補助対象外とします。
- ・複数の対象事業について期間を重複して交付決定を受けている場合、それぞれの事業に係る経費を区分して管理ください。
→実績報告の際、それぞれ別々にご報告いただく必要があります。

2. 対象経費の内容と支出に係る注意事項について

対象経費	内容・注意事項
手数料	有料職業紹介事業者に対し、人材紹介が成功した際に支払う人材紹介手数料を対象とします。 ◆当該人材紹介により、雇用関係が成立した場合、その成立以降に支払われることになる手数料のみが対象となります。 ◆求人受理時に支払う事務手数料、人材紹介を依頼した際に発生する着手金は助成対象外となります。

参考

■ 補助金に関する様式等

- 島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金について（しまね産業振興財団ホームページ）

http://www.joho-shimane.or.jp/organization/market_support/internationalization_support/od-sudsidsupport/169

■ 経理処理にあたっては、経済的合理性を考慮の上、適正な予算執行と経費の節減に努めてください。

ご不明な点があればしまね産業振興財団の下記担当までお問合せください。

公益財団法人しまね産業振興財団
販路支援課（担当：梅木、杉原）
Tel:0852-60-5114 Fax:0852-60-5116
Mail:kaigai@joho-shimane.or.jp